# 障害者自立支援法がスタート

## 4月から障害者福祉制度が変わります

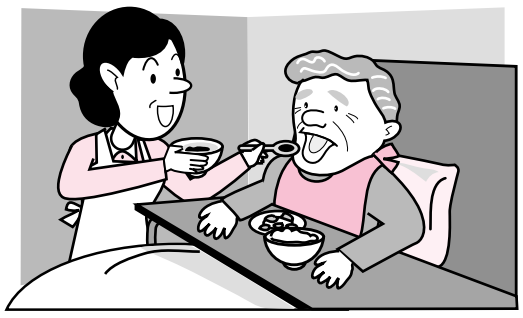

新しい障害保健福祉制度を形づくる「障害者自立支援法」が去年11月に公布され、今年4月から施行されます（完全施行は10月）。ここでは、4月からの障害者福祉制度の内容などをお知らせします。

**法の趣旨**

障害者自立支援法の主な趣旨は次のとおりです。

◎3障害を一元化したサービスへ…制度格差を解消するため精神障害を対象に加える

◎利用者本位のサービス体系へ…新しいサービスを新設

◎就労支援の強化…就労支援事業の創設と雇用施策との連携強化

◎支給決定を透明・明確に…障害程度区分の判定基準の明確化と審査会での意見聴取

◎安定的な財源確保…利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みと国の負担責任を強化。

これらにより、4月からは利用者負担が原則1割になること、また、10月からはサービス体系が大きく変わり、申請から決定までの手続きも変わります。

**10月からの自立支援の体系**（図①）

**サービス利用手続きの流れ**（図②）

現在、支援費制度によるサービスを受給している方や精神障害の居宅介護サービスを受給している方は、3月までに利用者負担の変更を行うための手続きが必要となりますので、対象者に別途通知します。また、4月から10月までの間に、新たなサービスの申請手続きが必要です。その際にも対象者に別途通知します。

**サービスの利用者負担**（図③）

4月以降、自立支援給付のサービスを利用する場合は、原則として利用するサービスの1割を負担することになります。また、施設入所者については、在宅生活者の負担との均衡を図るため、食費や光熱水費も自己負担となります。

ただし、負担軽減措置として、利用者負担の月額上限や、低所得者に対しての補足給付、減免措置等があります。

**自立支援医療**（図④）

現在ある身体障害者の更生医療、児童の育成医療、精神障害者の精神通院医療公費負担制度を一元化するものです。

対象疾病に変更はありませんが、支給を受けられる期間が1年以内になります。また、原則として医療費の1割を負担いただくことになります。ただし、世帯の所得や対象疾病により、利用者負担の月額上限が設けられています。

なお、4月以降の支給決定を受けている方は、3月までに利用者負担の変更を行うための手続きが必要となりますので、対象者に別途通知いたします（精神は県から通知）。

これまで、国民健康保険事業で助成してきた精神・結核医療付加金については、4月1日付けで廃止となります。

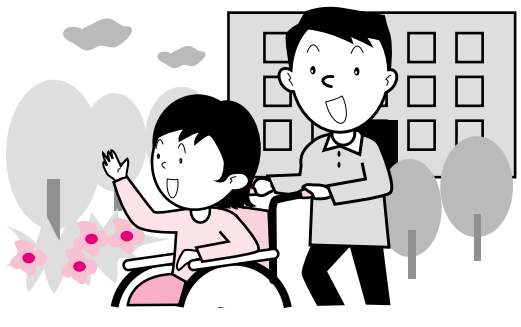

**説明会を開催**

この障害者自立支援法の説明会を次のとおり開催しますので、現在サービスを利用している方、新たにサービスを希望する方は、ぜひご参加ください。

▽日時　1月19日（木）、22日（日）の午後1時～4時、24日（火）午前10時～午後1時（説明内容は3日間とも同じ）

▽会場　市役所401会議室

▽参加　自由。

問　障害福祉課。

### 図① 自立支援の体系

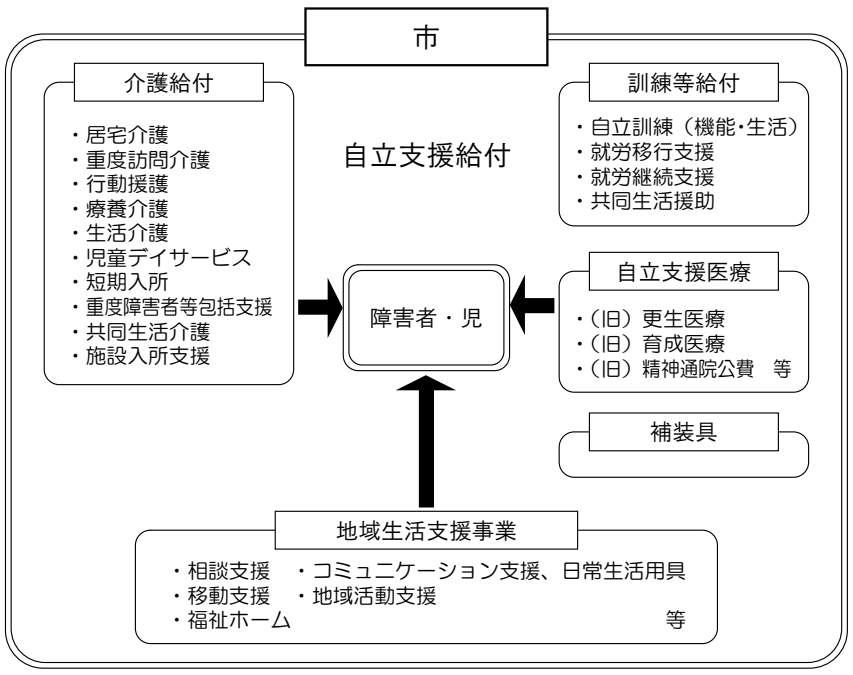


### 図② サービス（介護給付・訓練等給付）の利用手続きの流れ

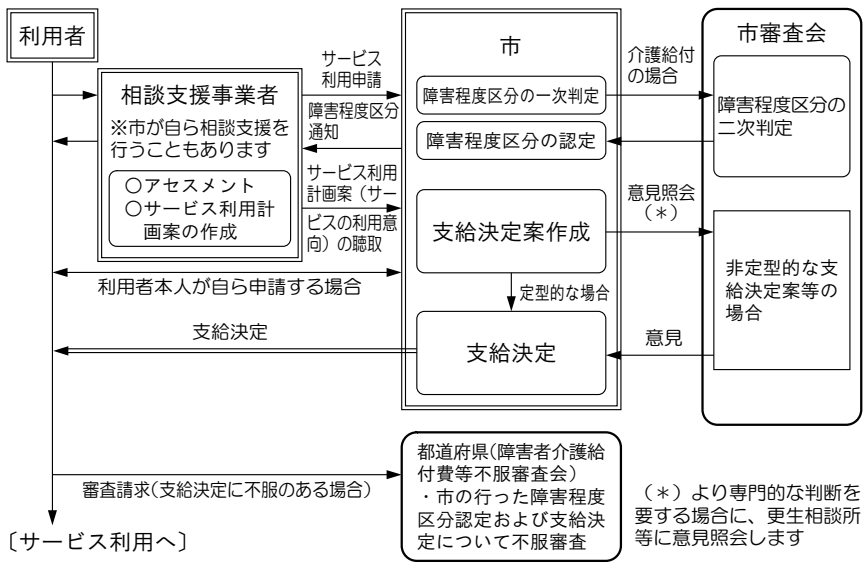


### 図③ 障害福祉サービスの利用者負担

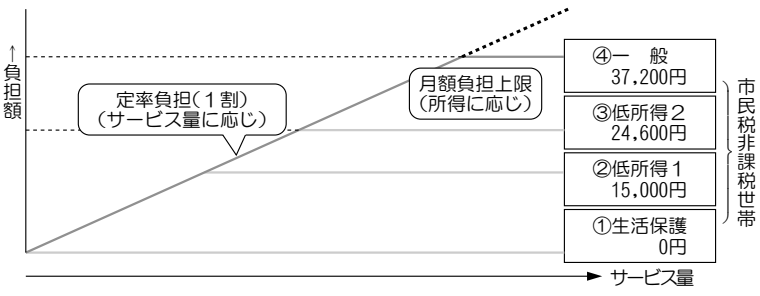


利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

①生活保護：生活保護世帯に属する方

②低所得1：市民税非課税世帯であって世帯主および世帯員のいずれも収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）以下である世帯に属する方

→　グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方など

③低所得2：世帯主および世帯員の全員が市民税の均等割非課税である世帯に属する方

→　障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、おおむね300万円以下の収入に相当

④一　般：市民税課税世帯。

※食費や光熱水費は原則自己負担です。

### 図④ 自立支援医療費の利用者負担

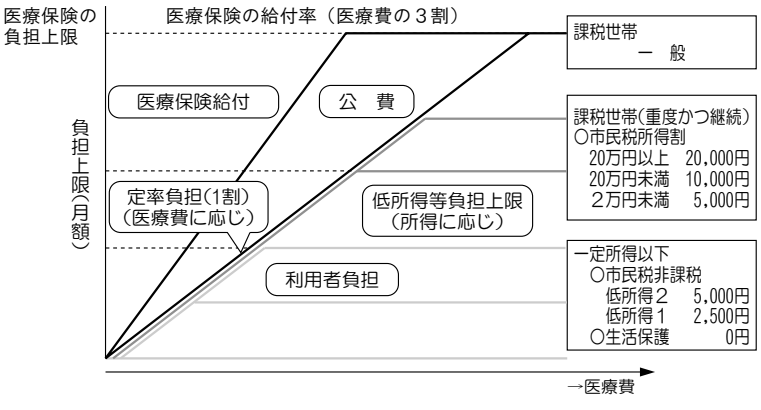


医療費のみに着目した負担（精神）と所得にのみ着目した負担（更生・育成）を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合します。

○制度間の負担の不均衡を解消する（障害者間の公平＝医療費の負担額や所得に応じた負担）。

○必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する（障害者自らも制度を支える仕組み）。

※入院時の食費（標準負担額相当）は原則自己負担（入院と通院の公平）。